

2.5. 外国船舶監督業務（PSC）の現況

海上における人命の安全や海洋環境の保全を図るため、国際航海に従事する船舶は、安全面等の構造・設備、乗組員の資格・当直体制・労働条件等、満たさなくてはならない基準が国際条約（SOLAS、MARPOL、STCW、MLC条約等）に定められており、その基準に適合しているかどうかの確認が旗国（船舶登録国）に義務付けられている。

しかし、旗国のなかには十分な検査を行っていないものがあり、このため、条約基準を満足していない船舶（サブスタンダード船）が存在している。これに起因して、安全な海上交通が阻害されたり、海洋汚染が発生している。サブスタンダード船を排除すべきとの気運の高まりから、1981年国際海事機関（IMO）において「PSCについての監督手続き」が採択され、PSC（ポート・ステート・コントロール、寄港国検査）が条約上、寄港国の権限として認められた。

我が国も1983年からPSCを実施しているが、海難原因に占める人的要因も高いことから、船舶設備にかかるハード面の検査に加え、安全や環境保全に関わる乗組員の習熟度や安全管理システム（ISM）にかかるソフト面の検査も実施している。

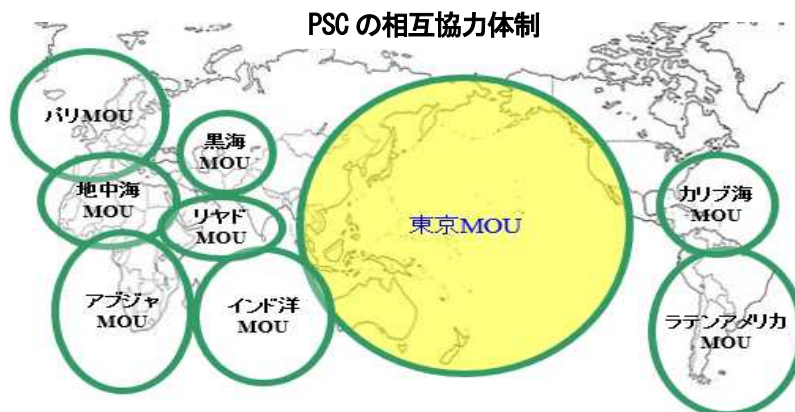
近年、環境保護等を目的とした新条約の発効や規制強化が相次いでいる。2017年には海洋生態系の保全を目的としたバラスト水管理条約が発効し、本年から大気汚染防止のための燃料油規制強化が実施された。また、船舶の適正な再生利用を義務づけるシップリサイクル条約の発効も近いと見られる。PSCでは、キャンペーン等を通じて、これら新規制への適合促進を図ると共に、実効性を確保するための検査を実施している。

・PSCにおける地域協力体制

ヨーロッパでは、地域内でのPSCの効果的な実施や各種条約の普及を促進するため、1982年パリで開催された欧州14ヶ国の担当閣僚会議において、「PSCに関する覚書及び宣言文（パリMOU）」が採択され、地域内で強力なPSCを実施し、成果を収めた。

それを受けて、1993年、アジア太平洋地域でも同様の「アジア・パシフィック地域におけるPSCの地域協力に関する合意（東京MOU）」が採択され、我が国は主要メンバー国として活動している。

具体的には、域内等から招聘されたPSC検査官の合同研修や外国人研修生の受入れ、さらには、PSC先進国とのPSC検査官交流、セミナー等の開催、また、パリMOUと連携して、毎年テーマを決めて、集中検査キャンペーン（CIC）を実施している。九州運輸局においても、地域協力の一環として、外国人研修生の受入れ、PSC検査官の交流等を行っている。



※現在の東京MOUメンバーは、オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム、マーシャル諸島、ペルー及びパナマの21の国・地域です。